

京都市教育委員会教育長告示第10号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館に置く子育て図書館を次のとおり休館します。

平成23年12月6日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

休館する期間 平成24年2月21日（火）から同月24日（金）まで

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)